

日医発第 601 号（健Ⅱ）
令和 5 年 6 月 21 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛標記通知がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本件は、本年 5 月 8 日より、65 歳以上の者、5 歳以上 65 歳未満の者で基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象とした追加の同感染症に係る予防接種が開始され、最大可能接種回数が 5 回を超えることに伴い、予防接種済証とは別に同予防接種を受けたことを証する書類を求める者に対して市区町村が交付する予防接種証明書の様式（第三）について、直近 5 回分が記載される旨の注記を付する改正を行うものです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供について、ご高配のほどお願い申し上げます。

健発 0619 第 11 号
令和 5 年 6 月 19 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 84 号）が本日、公布されました。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。



健発 0619 第 10 号
令和 5 年 6 月 19 日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 84 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

令和 5 年春開始接種の実施に伴い、新型コロナウイルス感染症の予防接種証明書の様式について、証明書の発行者が保存している接種記録のうち直近 5 回分が記載される旨の注記を付する改正を行う。

第二 施行期日

公布の日（令和 5 年 6 月 19 日）

様式第三を次のように改める。

様式第三（附則第十八条の二関係）

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

姓(旧姓) (別姓) 名(別名)

[Surname (Former surname) (Alternative surname) Given name (Alternative given name)]

生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)

国籍・地域 [Nationality/Region]

旅券番号 [Passport Number]

接種回 [Dose Number]	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]

※本証明書発行者が保存している接種記録のうち直近 5 回分が記載されます。

[The most recent 5 doses of vaccination records kept by the certificate issuer have been listed.]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣

[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

接種国 [Country of Vaccination]

証明書ID [Certificate Identifier]

証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

備考 不要の文字は抹消して用いること

○厚生労働省令第八十四号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第百六十五号）（附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(様式に係る経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の施行規則様式第三により使用されている書類は、この省令による改正後の施行規則様式第三によるものとみなす。

(予防接種実施規則の一部を改正する省令の一部改正)

3 予防接種実施規則の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省令第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項に見出しとして「経過措置」を付する。

附則第三項中「昭和二十三年政令百九十七号」を「昭和二十三年政令第百九十七号」に改める。